

バイク・軽自動車の申告はお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在の原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を所有している方に課税されます。4月1日に所有していたかどうかで判断しますので、4月2日以降に廃車や譲渡しても、1年分の税金がかかりますので、ご注意ください。

※普通自動車税のような月割の払い戻しはありません。



○原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)

		必要書類	申告期限
購入したとき		登録する方の印鑑、販売証明書	購入してから15日以内
譲り受けたとき	廃車済	登録する方の印鑑、譲渡証明書または廃車申告受付書	譲り受けてから15日以内
	廃車前	登録する方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	
廃車するとき		登録している方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	廃車してから30日以内
住所が変わったとき	転出	登録している方の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	住所変更してから15日以内
	転入	登録する方の印鑑、廃車申告受付書またはナンバープレートと標識交付証明書	
盗難にあったとき		登録している方の印鑑、標識交付証明書 ※盗難届出日、届出警察署名、盗難届受理番号を申告書に記入していただきます。	盗難にあってから15日以内
手続場所		税務課 ☎029-288-3111 (内線123) 桂支所 ☎029-289-2211 七会支所 ☎0296-88-3111	

○二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)

手続内容によって必要な書類が異なるため、以下の手続場所にお問い合わせください。

手続場所

- ・二輪の軽自動車、二輪の小型自動車
関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353) ☎050-5540-2017
- ・三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会 茨城事務所(茨城町若宮887-59) ☎050-3816-3105

問合せ 税務課 ☎029-288-3111 (内線123)

しろさとまち 地域おこし 通信

—城里町地域おこし協力隊— Vol.8

城里町地域おこし協力隊の連載、12月号は
鈴木麻由美が担当します！



こんにちは。城里町に来てから少しづつ町のことを知り、たくさんの人たちにお会いし、自分たちができる地域おこし活動を模索して7か月が過ぎました。活動のひとつとして開催している「しろさとまちなか映画館」では、協力隊が主体となり、コミュニティセンター、城里などを会場に映画の上映会を実施してきました。

今年度最後のしろさとまちなか映画館は、野外で映画上映などをして楽しんでいるのではないかと感じていたところ、町の方々に協力いただき「ホロルの森の映画祭」として11月5日に映画祭を実現することができました！あまり日数がないのでの企画や準備となりましたが、多くの方々のご協力もあり、ふれあいの里にて開催することができました。

城里町地域おこし協力隊 Facebook

<https://www.facebook.com/shirokoshi/>

私たちの活動を更新しています！
ぜひご覧ください！



使い慣れない電動工具で木の枠組みやスクリーンを作り、布を貼り付け、自然の中で見ながら集まる映画館を作っていくのがとても楽しかったです。

当日は月や星明かりが見える森に囲まれた広場で、電飾やランタンの、温かいスープなどを食べつつ野外上映会を楽しんでいただくことができました。

企画から映画祭の終了まで、パタパタと走り続けましたが、とてもいい思い出になりました。

一緒に映画祭を作ってくれた方々、映画祭に来ていただいた方々、本当にありがとうございました。この映画祭が、今年の思い出のひとつになってくれたらいいなと思います。

これからも、みなさんと一緒に何かを作り上げていきたいです。